

別 紙

答申乙第4号

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件異議申立ての対象となった行政文書を、異議申立人も了知しているであろう事実及び一般的に公表が了承されていると判断できる情報について開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、平成13年7月16日付けで「 町及び 町立 中学校父母教師会、 町民より、請求者に関する要望書等に関する一切の文書（意見書等も含む）」について、自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る個人情報を含む行政文書として、以下(1)から(5)まで（以下「本件行政文書」という。）を特定した。
 - (1) 損害賠償請求事件に関する への対応について（意見書）（平成11年3月5日付け、宮城県教育委員会遠藤嘉彬あて）
 - (2) 損害賠償請求事件に関する への対応について（意見書）（平成11年3月5日付け、宮城県知事浅野史郎あて）
 - (3) 要望書（平成11年4月1日付け、宮城県教育委員会教育長柿崎征英あて）
 - (4) 電話応対復命書（平成11年4月12日教育庁義務教育課応対）
 - (5) 要望書（平成11年12月20日付け、宮城県教育委員会教育長柿崎征英あて）

3 実施機関は、本件行政文書を部分開示するとの決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件行政文書の一部を開示しない理由を以下(1)から(3)のとおり付して、平成13年7月30日付けで異議申立人に通知した。

(1) 条例第14条第4項第3号該当

当該文書の中には、開示請求をした者以外の個人の個人に関する情報が含まれており、開示することにより、当該個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

(2) 条例第14条第4項第7号該当

当該文書は、長期特別研修の認定に関わる資料の一つであり、当該事務事業の意思形成に係わるものである。これを開示することにより、当該事務事業及び将来の事務事業に係る意思形成に支障が生じるおそれがあると同時に、この情報が最終的な意思決定に至る過程のものであるとの誤解を請求者本人に与えるおそれがある。

(3) 条例第14条第4項第8号該当

当該文書は、町民等から宮城県教育委員会に提出されたものであるが請求者本人への開示を前提としたものではない。学校教育は、県教育委員会、市町村等教育委員会、教職員、保護者等の信頼関係と連携協力のもとに行われており、当該文書を開示することになれば、同団体等がその判断を自由に表明する権利に支障を与えるとともに県教育委員会との信頼関係が損なわれ、教育現場に無用の混乱を生じ、学校運営の円滑な執行に支障を生じるおそれがある。

4 異議申立人は、平成13年8月28日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由等

異議申立人が異議申立書、宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述及び追加意見書において主張している異議申立ての内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立てに至った事情等について

異議申立人は、平成12年4月から長期特別研修を受ける旨命令されたが、当該命令の理由の説明が不十分だったため、当該研修決定の資料となったと考えられる本件行政文書の開示を受け、異議申立人の行状等が含まれていれば、それらが事実と合致しているかどうか確認したいと考えている。

(2) 本件処分が違法又は不当であることについて

イ 実施機関は、本件行政文書が部分開示である理由として、「個人情報の部分開示決定の理由説明書」において、条例第14条第4項第3号、第7号及び第8号に該当するとしているが、下記の理由から該当しない。

(1) 条例第14条第4項第3号該当性について

当該号では、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある場合には非開示となるが、電話対応復命書の内容はそのような権利利益侵害のおそれのないものである。

(2) 条例第14条第4項第7号該当性について

実施機関は、「長期特別研修を事業として実施する上での意思形成に関わるものであり、最終的な決定に至る過程の情報である。開示することにより、開示請求者に無用の誤解を与え、又は混乱を招くおそれがある。」と主張しているが、実施機関が当該研修決定を適正に行ったとするならば、むしろ異議申立人本人に開示するべきである。

また、異議申立人は、本件行政文書に記載されているような事

実があったかどうかもわからないため、恣意的な判断が入ったのではないか、逆に不公正なことが行われたのではないかと思う余地が多くある。実施機関が「恣意的な判断が入り込む余地はなく、公正に行われているものである」と主張するのであれば、開示すべきである。

(八) 条例第14条第4項第8号該当性について

実施機関は、「これからの長期特別研修事業の円滑な執行に支障を生じるおそれがある。」旨主張しているが、事実に基づいて当該研修事業が行われたとすれば、適正なものであると思うが、異議申立人には当該事実が知らされていない。評価部分については非開示でも構わないが、評価の前提となった事実については、異議申立人に開示した上で、当該研修事業の円滑な執行をするべきである。

ロ 憲法第13条において、人格権はプライバシー権として、個人情報保護の観点から「自己情報をコントロールする権利及び私生活や私事の領域への他人の干渉を排除する権利」とされている。具体的には、実施機関は収集した個人情報を目的外に利用してはならない。

しかし、実施機関が、長期特別研修制度ができる前の平成11年4月までに収集した異議申立人の個人情報を、当該研修制度に係る資料として使うことは、条例第9条に規定する個人情報の目的外利用の制限に違反する。それは、条例の前提となっている憲法第13条違反である。

ハ 憲法違反である部分開示決定が取り消され、全面開示となることによって、評価の前提となった事実が明らかとなる。それが事実と違っていれば、権利として自己情報の訂正請求権を行使することができるが、開示されないと条例の持っている当該請求権を行使できるという趣旨も没却されてしまう。

ニ 憲法第21条の表現の自由は、個人のプライバシー権や名誉権を害さない範囲で認められるが、本件行政文書はプライバシー権や名誉権を害しているため、表現の自由については享受できない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が個人情報の部分開示決定の理由説明書及び審査会における意見陳述等において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

1 長期特別研修制度について

宮城県教育委員会では、「宮城県公立学校教員長期特別研修に関する要綱」を策定し、平成12年4月1日から施行している。

当該研修は、宮城県教育委員会の任命に係る公立学校の教員がその教育指導力等について問題を抱え、学校現場を離れて再研修を要すると認められる場合に、学校以外の教育機関等における多面的な指導のもとに課題研究の達成や各種調査研究活動に携わることにより、当該教員の職務に対する主体的意欲と児童生徒に対する指導力の伸長を促し、教育現場が抱える課題に適切に対応できる力量を高めることによって、本県学校教育の向上・充実に資することを目的とする。

具体的には、長期特別研修教員は、長期特別研修を担当するセンターが定める研修プログラムに従い、原則として2年間研修活動を行うものである。

2 本件行政文書の性格について

本件行政文書は、平成11年3月から同年12月にかけて、 町立中学校の父母教師会及び 町教育委員会から提出された異議申立人に関する以下(1)から(5)までの要望書等である。

- (1) 損害賠償請求事件に関する への対応について（意見書）（平成11年3月5日付け、宮城県教育委員会遠藤嘉彬あて）
- (2) 損害賠償請求事件に関する への対応について（意見書）（平成11年3月5日付け、宮城県知事浅野史郎あて）
- (3) 要望書（平成11年4月1日付け、宮城県教育委員会教育長柿崎征英あて）
- (4) 電話対応復命書（平成11年4月12日教育庁義務教育課対応）
- (5) 要望書（平成11年12月20日付け、宮城県教育委員会教育長柿崎征英あて）

3 条例第14条第4項第3号該当性について

電話対応復命書には、保護者の氏名、その子女に関する記述があり、異議申立人以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報を開示することにより特定の個人が識別され又は識別されるおそれがあり、当該個人の権利利益が侵害されるおそれがある。

4 条例第14条第4項第7号該当性について

長期特別研修教員を認定する検討委員会において資料の一つとされた本件行政文書は、長期特別研修を事業として実施する上での意思形成に関するものであり、最終的な決定に至る過程の情報である。開示することにより、異議申立人に無用の誤解を与え、又は混乱を招くおそれがある。

5 条例第14条第4項第8号該当性について

本件行政文書には、異議申立人に対する市町村教育委員会等から見た評価若しくは判断又は校長等による指導若しくは処遇についての要望が述べられている部分がある。学校教育は、県教育委員会、市町村等教育委員会、教職員及び保護者等の連携協力のもとに行われており、本件行政文書を開示することによって、それらとの信頼関係が損なわれ、同団体等がその判断等を自由に表明する権利に支障を与えることにより、学校教育現場に混乱が生じ、学校運営の円滑な執行に支障が生じるおそれがある。さらに、本件行政文書を開示することは、これからの長期特別研修事業の円滑な執行に支障を生じるおそれがある。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって

個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、自己情報の開示請求にあつては原則開示の理念の下に解釈・運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書の性格等について

自己情報開示請求の対象としての本件行政文書の性格について、以下検討する。条例第14条第1項は、「何人も、実施機関の個人情報を取り扱う事務（県の職員又は職員であつた者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務を除く。）に係る行政文書の開示の請求をすることができる。」と規定している。このように県の職員又は職員であつた者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務に係る行政文書を開示請求の対象となる行政文書から除外している趣旨は、職員自身がその内容等を十分に承知していることが多いこと、又は使用者としての県と被使用者である職員の内部管理情報だからである。しかしながら、公正かつ円滑な人事の確保等に支障を及ぼすおそれのない情報についてまで、内部管理情報として対象外にすることは妥当ではない。本件行政文書は、異議申立人に関する要望・意見等の表明又はその記録であるが、異議申立人に係る長期特別研修の適否を決定する検討委員会の資料の一つとして用いられていたことが認められる。本件行政文書は、結果として、長期特別研修教員を決定するという「人事に関する事務」の資料となったという側面があるが、実施機関が、自己情報開示請求権の適用除外となる範囲（人事に関する事務の範囲）をいたずらに広く解さず、本件行政文書について、個別に同条第4項各号の該当性を判断したことは、自己情報の開示請求を権利として広く何人にも認めたと条例の趣旨からして妥当である。

本件行政文書には、意見、要望等が記載されているが、それらについては、意見等を表明する者の一方的な自由意思により提供されるものであるため、実施機関に収集の選択の余地は無く、実施機関が条例第8条

第1項に規定する目的をもって積極的に収集したものではない。そのため、本件行政文書が長期特別研修教員を認定する検討委員会の資料の一つとされたとしても、直ちに条例第9条に規定する個人情報の目的外利用に該当するものではなく、また、「事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することについては相当な理由がある」と認められる。

3 条例第14条第4項第3号該当性について

条例第14条第4項第3号は、「開示請求をした者以外の個人の個人に関する情報が含まれているとき。ただし、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれのないときを除く。」と規定している。これは、開示請求者の個人情報と開示請求者以外の個人（以下「第三者」という。）の情報とが混在し、複数の当事者の個人情報が相互に関わり合っているような場合で、開示することにより第三者の権利利益を侵害するおそれがあるときには非開示として保護することとしたものである。同号に規定する「個人の権利利益」は、個人のプライバシーから社会生活上の利益そして経済的利益に至る幅広いものである。

実施機関は、第2の2で特定した電話対応復命書のうち、発信者氏名、用件及び概要の一部について条例第14条第4項第3号に該当するとして非開示としている。

町民からの電話の内容を記録した当該復命書の非開示情報について検討すると、異議申立人の個人情報であると同時に発信者及びその子女の個人情報が含まれている。発信者氏名並びに用件及び概要については、発信者及び実施機関以外の者に対しては秘匿されるべき情報であり、そのような秘匿が保たれることは、発信者として保護されるべき権利利益である。また、当該復命書には、当該子女のプライバシーに関することが記載されている。したがって、本件行政文書を開示することにより、発信者及びその子女の権利利益が侵害されるおそれがあると認められる。

なお、当該復命書の「5 概要」の9行目2文字目から10行目行末までは、条例第14条第4項第8号該当ではなく、同項第3号に該当するものと認められる。

また、第2の2で特定した本件行政文書(1)及び(2)の4行目から5行

目にかけての印影については私印である可能性を否定できず、条例第14条第4項第8号該当ではなく、同項第3号に該当するものと認められる。

4 条例第14条第4項第7号該当性について

条例第14条第4項第7号は、「県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは県の機関相互又は県の機関と国等の機関との間における審議，検討，調査，研究等に関する情報であって，開示することにより，当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるとき」は当該個人情報を開示しない旨規定している。これは，開示することにより県又は国等の事務事業に係る意思形成に支障が生じるおそれのある情報については開示しないことができることを定めたものである。

実施機関は、「長期特別研修を事業として実施する上での意思形成に係わるものであり，最終的な決定に至る過程の情報である。開示することにより，開示請求者に無用の誤解を与え，又は混乱を招くおそれがある。」と主張しているが，平成12年度における長期特別研修教員に対する研修を受ける旨の命令は終了しているため，当該事務事業に係る最終的な意思形成は既に終了している。また，実施機関は，「将来の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがある。」と主張しているが，本件行政文書について一部を開示したとしても将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じるおそれはない。

5 条例第14条第4項第8号該当性について

条例第14条第4項第8号は、「県の機関又は国等の機関が行う検査，監査，取締り，争訟，交渉，渉外，入札その他の事務事業に関する情報であって，当該事務事業の性質上，開示することにより，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるとき」は当該個人情報を開示しない旨規定している。

実施機関は，評価若しくは判断又は校長等による指導若しくは処遇に

ついでに要望が述べられている部分については、県教育委員会、市町村等教育委員会、教職員及び保護者等の連携協力のもとに行われている学校教育について、それらとの信頼関係が損なわれ、評価等を自由に表明する権利に支障を与えることにより、学校教育現場に混乱が生じ、学校運営の円滑な執行に支障が生じるおそれがあるものと主張する。

しかし、本件においては、異議申立人も了知しているであろう事実又は意見書若しくは要望書を提出した団体名、団体の代表者氏名及び公印など一般的に公表が了承されていると判断できる情報について開示したとしても、学校運営等事務事業の円滑な執行に支障が生じるおそれはないものと考えられる。

なお、当該個人情報を開示することにより、現時点で継続して行われている長期特別研修の円滑な執行に支障が生じるおそれがある場合については、非開示が妥当であると考えられる。

また、第2の2で特定した本件行政文書(5)の「29行目行頭から行末まで」、「30行目3文字目から行末まで」、「31行目3文字目から行末まで」及び「33行目行頭から34行目行末まで」は、条例第14条第4項第7号該当ではなく、同項第8号に該当するものと認められる。

6 結論

以上2から5までを十分に踏まえ、実施機関が非開示と判断した部分について審査会が行った判断は、別表1のとおりである。

したがって、異議申立ての対象となった情報のうち、異議申立人も了知しているであろう事実及び一般的に公表が了承されていると判断できる情報について、非開示とした決定は妥当ではないが、その他の部分を非開示とした決定は妥当である。

なお、審査会は、実施機関が非開示の根拠とした条例第14条第4項第3号、第7号及び第8号の該当性のほか、それ以外の非開示事由の該当性についても検討した結果、非開示部分については同項第3号及び第8号に該当するという結論に至ったものである。

第 6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別表 2 のとおりである。

別表 1 実施機関の判断に対する審査会の判断

行政文書	本件行政文書の該当部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		非開示条項			非開示条項			結論	開示部分	判断の根拠
		3号	7号	8号	3号	7号	8号			
(1)	4行目4文字目から5行目文未まで							部分開示	4行目4文字目から5行目文未まで(印影を除く)開示	開示請求者以外の個人の個人に関する情報(権利利益侵害のおそれあり)
	6行目行頭から9文字目まで							開示		異議申立人が了知しているであろう事実
	7行目行頭から2文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	7行目23文字目から8行目28文字目まで							部分開示	7行目23文字目から8行目5文字目まで開示	異議申立人が了知しているであろう事実
	9行目行頭から10行目行未まで							部分開示	9行目行頭から22文字目まで開示	異議申立人が了知しているであろう事実
	12行目38文字目及び39文字目							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	14行目行頭から16行目行未まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	17行目4文字目及び5文字目							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	17行目9文字目から16文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	18行目10文字目及び11文字目							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	20行目4文字目から8文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	22行目行頭から24行目行未まで							部分開示	「22行目行頭から23行目3文字目まで」及び「23行目21文字目から26文字目まで」開示	異議申立人が了知しているであろう事実
	25行目行頭から26行目行未まで							部分開示	26行目7文字目から15文字目まで開示	一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	27行目行頭から29行目行未まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
30行目23文字目から27文字目まで							非開示		事務事業の執行に支障あり	
32行目行頭から36行目行未まで							部分開示	「32行目行頭から13文字目まで」、「32行目25文字目から33行目3文字目まで」、「34行目行頭から17文字目まで」及び「35行目35文字目から43文字目まで」開示	異議申立人が了知しているであろう事実及び一般的に公表が了承されていると判断できる情報	
39行目22文字目から29文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報	
(2)	4行目4文字目から5行目文未まで							部分開示	4行目4文字目から5行目文未まで(印影を除く)開示	開示請求者以外の個人の個人に関する情報(権利利益侵害のおそれあり)
	6行目行頭から9文字目まで							開示		異議申立人が了知しているであろう事実
	7行目行頭から2文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	7行目23文字目から8行目28文字目まで							部分開示	7行目23文字目から8行目5文字目まで開示	異議申立人が了知しているであろう事実
	9行目行頭から行未まで							開示		異議申立人が了知しているであろう事実
	10行目行頭から11行目行未まで							部分開示	10行目行頭から22文字目まで開示	異議申立人が了知しているであろう事実

行政 文書	本件行政文書の該当部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		非開示条項			非開示条項			結論	開示部分	判断の根拠
		3号	7号	8号	3号	7号	8号			
	13行目38文字目及び39文字目							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	15行目行頭から17行目行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	18行目 4文字目及び5文字目							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	18行目 9文字目から16文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	19行目10文字目及び11文字目							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	21行目 4文字目から 8文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	23行目行頭から25行目行末まで							部分開示	「23行目行頭から24行目3文字目まで」及び「24行目21文字目から26文字目まで」開示	異議申立人が了知しているであろう事実
	26行目行頭から27行目行末まで							部分開示	27行目 7文字目から15文字目まで開示	一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	28行目行頭から30行目行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	31行目23文字目から27文字目まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	33行目行頭から37行目行末まで							部分開示	「33行目行頭から13文字目まで」、「33行目25文字目から34行目3文字目まで」、「35行目行頭から17文字目まで」及び「36行目35文字目から43文字目まで」開示	異議申立人が了知しているであろう事実及び一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	40行目22文字目から29文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
(3)	3行目 8文字目から13文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	5行目24文字目から 8行目6文字目まで							部分開示	7行目29文字目から33文字目まで開示	一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	9行目行頭から 7文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	9行目32文字目から34文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	11行目24文字目から13行目1文字目まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	17行目 3文字目から18行目行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	19行目 3文字目から22行目行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	23行目 3文字目から25行目行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	26行目行頭から12文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	27行目11文字目から16文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	35行目 4文字目から行末まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	36行目行頭から行末まで (印影含む)							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報

行政 文書	本件行政文書の該当部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		非開示条項			非開示条項			結論	開示部分	判断の根拠
		3号	7号	8号	3号	7号	8号			
(4)	「2 発信者氏名 来庁者氏名」欄 8文字目から行末まで							非開示		発信者の個人情報
	「4 用件」欄 3行目行頭から 5行目行末まで							非開示		発信者等の個人情報
	「5 概要」欄 1行目 2文字目から 4行目行末まで							非開示		発信者等の個人情報
	「5 概要」欄 5行目 7文字目から 6行目行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	「5 概要」欄 7行目 2文字目及び 3文字目							非開示		発信者の個人情報
	「5 概要」欄 7行目 23文字目から 8行目行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	「5 概要」欄 9行目 2文字目から 10行目行末まで							非開示		発信者等の個人情報
	「5 概要」欄 11行目 2文字目から 12行目行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
(5)	3行目 29文字目から 36文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	5行目 21文字目から 25文字目まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	5行目 42文字目から 行末まで							開示		一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	9行目 41文字目から 44文字目まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	10行目 39文字目から 42文字目まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	12行目 2文字目から 行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	13行目 2文字目から 行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	14行目 2文字目から 行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	15行目 2文字目から 16行目行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	17行目 25文字目から 18行目 2文字目まで							部分開示	17行目 40文字目から 行末まで	一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	20行目 7文字目から 21行目行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	22行目行頭から 34文字目まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	23行目 26文字目から 40文字目まで							非開示		事務事業の執行に支障あり
	25行目行頭から 28行目行末まで							部分開示	25行目行頭から 27行目 30文字目まで	一般的に公表が了承されていると判断できる情報
	「29行目行頭から 行末まで」, 「30行目 3文字目から 行末まで」及び「31行目 3文字目から 行末まで」							非開示		事務事業の執行に支障あり
33行目行頭から 34行目行末まで							非開示		事務事業の執行に支障あり	
35行目行頭から 36行目 2文字目まで							部分開示	「35行目行頭から 24文字目まで」及び「35行目 31文字目から 46文字目まで」	異議申立人が了知しているであろう事実及び事務事業の執行に支障なし	

行政 文書	本件行政文書の該当部分	実施機関の判断						審査会の判断		
		非開示条項			非開示条項			結論	開示部分	判断の根拠
		3号	7号	8号	3号	7号	8号			
	38行目11文字目及び12文字目まで							開示		事務事業の執行に支障なし
	42行目4文字目から9文字目まで							開示		事務事業の執行に支障なし
	43行目行頭から行末まで（印影含む）							開示		事務事業の執行に支障なし

(注1) 別表1の「行政文書」欄の括弧付数字は、答申第2の2で特定した行政文書の番号である。

(注2) 別表1に示した 行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次カウントしたものである。ただし、一切記録のない行についてはカウントしていない。

(注3) 別表1に示した 文字目とは、1行中に記録された文字を左詰めた場合、一番左の文字から1文字目とし、順次カウントしたものである。なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字としてカウントしている。

別表 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
13 . 9 . 6	諮問を受けた。(諮問乙第4号)
13 . 10 . 4 (第42回審査会)	事案の審議を行った。
13 . 11 . 1 (第43回審査会)	実施機関(教育庁教職員課)から非開示理由等を聴取した。 事案の審議を行った。
13 . 12 . 3 (第44回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。 事案の審議を行った。
14 . 1 . 18 (第45回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 2 . 20 (第46回審査会)	実施機関(教育庁教職員課)から非開示理由等を聴取した。 事案の審議を行った。
14 . 3 . 28 (第47回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 5 . 7 (第48回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 6 . 10 (第49回審査会)	事案の審議を行った。
14 . 7 . 1 (第50回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成 1 4 年 8 月 5 日現在)

氏 名	職 名	備 考
あ へ じゅん こ 阿 部 順 子	仙台 Y M C A 国際ホテル専門学校 講師	
おお ぬき ひろ ゆき 大 貫 裕 之	東北学院大学教授	
すず き のり ひ こ 鈴 木 法 日 児	宮城教育大学教授	会長
なが さわ ゆ き こ 長 沢 由 紀 子	弁護士	会長職務代理者
ば ば とおる 馬 場 亨	弁護士	

(五十音順)